

ご存知ですか？

国民年金 保険料免除制度・若年者納付猶予制度

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、すべての人が加入し、保険料の納付が必要です。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合には、本人の申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度が利用できます。

保険料免除制度には、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて4段階（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）の所得基準額があり、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

また、若年者納付猶予制度は、30歳未満の方が対象で、世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の前年所得が基準額以下に該当すれば納付が猶予されます。

保険料免除制度

全額免除

・免除を承認された期間は、年金を受給するための資格期間に算入されます。老齢基礎年金の受給額は、全額を納めた場合の3分の1が反映されます。

一部免除

・一部免除を承認された期間は、年金を受給するための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額は、次の通りになります。

- 4分の3免除・・・全額を納めた場合の2分の1
- 半額免除・・・全額を納めた場合の3分の2
- 4分の1免除・・・全額を納めた場合の6分の5

※一部免除を承認された場合でも、残りの保険料を納めないと、未納になります。

若年者納付猶予制度

・若年者納付猶予を承認された期間は、年金を受給するための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

○承認期間 7月から平成21年6月まで

○申請の手続き 7月1日(火)から多治見社会保険事務所または市民課保険年金係で申請してください。

※承認を受けるためには、原則として毎年申請が必要ですが、現在、全額免除または若年者納付猶予を承認されていて、前年度の申請の際に継続審査を希望された方については、申請は不要です（失業による特例免除が承認された方を除く）。

○持ち物 ①年金手帳 ②印鑑（本人が署名する場合は不要） ③退職などが理由の場合は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など ④前年所得の状況を明らかにすることができる書類（平成20年度の市県民税が土岐市で課税されている方は不要）

○その他 免除または猶予された期間の保険料については、10年以内であれば納付することができます。（承認を受けた年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、承認された当時の保険料額に一定の額が加算されます）なお、学生を対象とした、学生納付特例制度については、本紙4/1号をご覧ください。

詳しくは、多治見社会保険事務所(☎22 0255)または市民課保険年金係(内線137・138)へどうぞ。

情報公開制度の利用状況をお知らせします

市民の皆さんが市政運営について知る権利を保障し、市政の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に平成12年から始まった情報公開制度。平成19年度の利用件数は40件で、前年度に比べ25件の増加となりました。

公文書開示請求件数と開示状況

実施機関	請求件数	開示の状況			
		全部開示	一部開示	非開示	不存在
総務部	8	2	3	0	3
経済環境部	4	1	3	0	0
建設部	24	14	8	0	2
消防本部	1	1	0	0	0
会計課	1	1	0	0	0
土地開発公社	2	0	2	0	0
合計	40	19	16	0	5

公開された主な文書 (一部開示を含む)

土地売買契約書 使用貸賃契約書 境界立会い記録 市道平面図 開発申請書

不服申し立ての状況

不服申し立ては、ありませんでした。

請求の方法など詳しくは、総務課内線225へ。

情報コーナー

市役所1階玄関ロビーに「情報コーナー」を設置しています。ここには市が保有する情報を検索するための資料、広報、予算書、土岐市例規類集、市議会定例会会議録、統計書などが置いてありますので、どうぞご利用ください。